

### 1. 発射体付玩具

発射体付玩具の申請の際には、発射体検査のための検体を追加でご提供頂けますようお願いいたします。

### 2. 音響玩具

- ① 複数の音が出る玩具や、レア音のある玩具などは、テストモードなど全ての音を出来る限り連続的に再生する簡単な操作法をお知らせ下さい。
- ② 全数十曲など非常に多くの音のパターンを持つ玩具は、最大音3音以上のご申告と再生方法をお知らせ下さい。  
また、キーボード、ピアノ玩具など、「曲・楽器・鍵盤等」の組み合わせで「同時に音が重なる重なり音」が多数あるものについても、最大音3音以上のご申告をお願いします。  
なお、提出書類の参考として、(一財)日本文化用品安全試験所HPに申請書見本が掲載されております。(C様式)  
[http://www.mgsl.or.jp/Portals/0/images/news/HP\\_news\\_onkyo\\_2014.10.pdf](http://www.mgsl.or.jp/Portals/0/images/news/HP_news_onkyo_2014.10.pdf)  
(複数のパターンで音が大きいものは納期がかかります。)
- ③ 玩具のどの方向(正面、上面など)が最も音が大きいのか、スピーカーの位置はどこかをお知らせ下さい。(玩具の表面からスピーカー位置が分からないものはお知らせ下さい。)
- ④ 音響測定は、物理検査(落下試験など)に先だつて行う必要がありますため、検査スケジュールがタイトになることが予想されます。音響試験用の検体を物理検査とは別にご提供頂けますようお願いいたします。

※①～④を検査機関で確認出来ない場合や、その他、測定に非常に手数がかかる玩具及び音響検査の申請が多くあった場合については検査完了納期を延長させて頂く場合がございます。

### 3. 組み立てる玩具

子供が組み立てて遊ぶ玩具で、かつ組立後にも遊びの要素がある玩具は、組立前のパーツセットの状態に加えて組立後の完成品の試験も必要となります。次のような玩具は、試験依頼の際は市販状態のパーツセットに加えて、組立後の完成品もご提供下さい。

- ・プラモデル、立体パズル
- ・ブロック玩具で、組み立てると例えば汽車になるセット
- ・科学組立キット 例えば数種のタイヤ、シャーシ、ベルト、モーターなどから成るセット。  
色々な組立方が可能な物は代表的な形(尖りなど危険性が高い形)
- ・大型のサーキット場
- ・ジャングルジムとすべり台のセット

### 4. 洗濯可の表示がある玩具

洗濯可の表示がある玩具につきましては、物理検査用とは別に、追加の検体のご提供をお願いいたします。

- ・家庭用の洗濯乾燥機を使い、洗濯と乾燥を6回繰り返した後に一連の試験を行います。  
このため、乾燥に要する時間により、試験日数が多くなる場合があります。
- ・お手数ですがオンライン申請時の備考欄などに「洗濯可」とのメモをお願いします。
- ・「手洗い」などの表示があっても、原則として「手洗いモードでの機械洗い」となりますので御了承下さい。

### 5. 磁石を含む玩具

- ・磁石を含む玩具を申請される場合、物理検査用の検体とは別に、「磁石のみ」の提出もお願いいたします。磁石のみの提出がない場合、検査完了納期が延長となります。
- ・磁石が使用されているときは、従来通り、ST申請の際に、備考欄に「磁石あり」の記入をお願いします。

## ST2016申請上の注意点など

ST2012基準と引き続き、ご参考までに記載します。

### 1. 表示

2016年3月31日を以ってST2002基準での表示の適用が終了します・

### 2. 包装

包装に用いられる柔軟なフィルム製の袋について、「捨てる捨てないに関わらず」検査対象となります。(基準の第1部6章に除外規定あり)。

ST申請試験依頼時に、(捨てるものであっても)内袋などの包装袋類も漏れなくご提出をお願いします。

### 3. ビニール玩具の空気栓(浮き輪などを除く)

例えば対象年齢が3才未満のビニール玩具は、空気栓についても引張試験等の濫用試験の対象となり、空気栓がとれて小部品になりますと不適合となりますのでご注意ください。

(ただし水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具については別紙Ⅰの規定に従った空気栓の試験を行います。)

### 4. 新旧併用期間(2016.4/1～2018.3/31申請分)

#### (1) 申請

新基準(2016)、旧基準(2012)いずれの基準で申請するか、申請者が申請時にお選び下さい。

#### (2) 不適合の扱い

新基準(2016)で不適合となった場合は一旦不合格を確定後、旧基準(2012)で再度申請できます。このとき、第3部化学検査の報告書を再利用できます(玩具に一切変更がないことが条件です)。

以上